

社援地発 0329 第 8 号
平成 31 年 3 月 29 日
一部改正
社援地発 0401 第 17 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度と水道事業の連携について下記のとおり通知するので、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

また、国土交通大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛には「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられる。そのような者に対し、自立相談支援機関を紹介、案内することで、早期的な支援を行うことは、より効果的な自立の促進につながるものである。

水道事業者と福祉部局との連携について、これまで、孤立死の未然防止の観点から、

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）

を発出し、連携の強化を要請してきたところである。引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連携のための関係構築に一層努めていただきたい。

具体的には、両制度・事業の担当者等向けにそれぞれの制度・事業について説明や意見交換を行う場の設定や、生活困窮者自立支援制度担当部局において、水道事業者等に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度につなぐ対象者像について、両者間で共有する等の取組が効果的である。

また、法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関と調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者等を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、福祉事務所設置自治体である水道事業者についても、これらの関係部局に該当する。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体である水道事業者が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、福祉事務所設置自治体である水道事業者にも協力を促されたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村である水道事業者に対し、都道府県が実施する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いをしているので、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了解いただくとともに、都道府県の水道担当部局等を通じて、福祉事務所未設置町村である水道事業者にも協力を促されたい。

【連携の具体例】

- ・水道事業者の相談窓口で自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを置いたり、生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関（相談窓口）の利用を促す。
- ・水道料金を滞納している者への郵送物に自立相談支援事業や家計改善支援事業の案内を同封する。

3 家計改善支援事業と水道事業者の連携

生活困窮者が水道料金を滞納している状況にある場合等においては、家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うと

ともに、支援員が、滞納相談窓口への同行支援等を行うことで、滞納の解消を目指すことが考えられる。このため、生活困窮者家計改善支援事業の実施者及び水道事業者の間においても、互いの施策の理解を深め、日頃からの連携を図られたい。

【連携の具体例】

- ・家計表（生活困窮者家計改善支援事業において作成した家計表をいう。以下同じ。）を用いて水道料金の分納・延納相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が水道事業者の窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席したりする。
- ・家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、水道事業者への相談の際にも提示する。